

第8章 国際予備審査機関に対する手続

(主として国際予備審査機関としての日本国特許庁に対する手続)

第1節 国際予備審査の請求

国際予備審査は、請求の範囲に記載されている発明の新規性・進歩性・産業上の利用可能性について、予備的なかつ拘束力のない見解を示すことを目的とします。(条33(1))

1. 請求の時期

2004年1月1日以降の国際出願

国際調査報告又は国際調査報告を作成しない旨の宣言及び国際調査機関の見解書の送付の日から3月又は、優先日から22月のうち、いずれか遅く満了する期間 (規54の2.1)

2002年4月1日付でPCT条約第22条が改正され、予備審査請求の有無に拘わらず、翻訳文の提出期限が一律優先日から30月になりました。

しかし、いくつかの指定国では、自国の国内法令との整合性が確保されるまで、従来どおり翻訳文の提出期限は優先日から20月であり、19月を経過する前に国際予備審査の請求を行った場合に限り、国内移行期限が30月となります。

これらの国々については、今後、経過措置の撤回などもありますので、最新情報をWIPOホームページ等で適宜ご確認することをお奨めします。

2. 国際予備審査の請求をすることができない場合

(1) すべての出願人が、条約第2章の規定に拘束されている締約国の居住者又は国民でない場合 (法10(1)、条31(2))

(2) 国際出願において指定されたすべての国が、条約第2章を留保している国である場合 (法施51)

*なお、国際出願の取下げ又はすべての指定国の取下げ等により、国際出願が存在しなくなった後は国際予備審査の請求はできません。

3. 請求に必要な書類

① 国際予備審査請求書 (法10(2)、法施53、条31(3))
【様式編7-1】

② 事前に代理人の選任がなく国際予備審査の請求を代理人により行う場合、あるいは国際予備審査請求を新しい代理人により行う場合、代理人の選任を証明する書面（出願人が国際予備審査請求書の署名欄に記名押印をした場合を除きます）

(法施5、法施6、規90.4(a))

③ その他 (条19、条34)

4. 請求に必要な手数料

(条 3 1 (5))

- ① 予備審査手数料 (法 1 8 (1)④、令 2 (1)④、規 5 8. 1 (a))
- ② 取扱手数料 (法 1 8 (3)、法施 8 0 ②、規 5 7. 1)

5. 国際予備審査機関による送付・通知

国際予備審査機関は、国際予備審査の請求書を受理した場合には、国際事務局に請求書（又はその写し）を送付します。また、出願人にその受理の年月日を通知します。

(法施 5 4 (1)、規 6 1. 1 (a) (b))

6. 国際事務局による通知

国際事務局は、選択官庁に対し選択された旨の通知を、条約第 2 0 条に規定する送達とともに選択官庁に送付します。

(条 3 1 (7)、規 6 1. 2. (a) (c))

国際事務局は、出願人に対し通知を受けた選択官庁を書面で通知します。

(規 6 1. 3)

7. 公報への掲載

国際事務局は、請求書の提出後であって、かつ、その国際出願の国際公開がされた後、速やかに請求の事実の通知及び選択国に関する情報を公報に掲載します。

(規 6 1. 4)

第2節 管轄国際予備審査機関

1. 日本語による国際出願

日本国特許庁（受理官庁）に日本語により国際出願をした出願人は、日本国特許庁（国際予備審査機関）に対し国際予備審査の請求をすることができます。

(法 1 0 (1)、条 3 2、日本国特許庁と国際事務局との間の取決め(1 9 9 8 年 1 月 1 日))

2. 英語による国際出願

日本国特許庁（受理官庁）に対して行った英語による国際出願についての国際予備審査は、国際調査を行った機関と同じです。したがって、国際予備審査の請求は、日本国特許庁が国際調査報告を作成する場合は日本国特許庁に対して行い、ヨーロッパ特許庁が国際調査報告を作成する場合はヨーロッパ特許庁に対して行います。

《ヨーロッパ特許庁が国際予備審査機関の場合の予備審査請求書の送付先》

European Patent Office

D-80298 Munich

Germany

第3節 国際予備審査の請求書の作成要領

1. 様式

請求書は、印刷した様式を用いて作成するか又はコンピューター印字として表すものとし
ます。（法施53、法施様21、同21の2（英語）、規53.1(a)、細102(h)）

コンピューター印字の方法は、『第3章 願書等の作成要領 第2節 願書の作成要領 1.
様式』の欄を参照してください。

印刷した様式は、受理官庁又は国際予備審査機関（特許庁国際出願課）にて無料で提供して
います。（規53.1(b)）

なお、特許庁ホームページにも様式を掲載していますので利用することができます。

2. 各欄の作成要領

【様式編7-1】

(1) 国際出願の表示 第Ⅰ欄 (規53.6)

- ① 国際出願番号を記載します。国際出願番号が受理官庁から通知される前に国際予備審査
の請求をする場合には、国際出願番号にかえて受理官庁名を記載します。
- ② 国際出願日及び優先日を記載します。記載については、日・月・西暦年を「27.04.
2009」のように記載します。2以上の優先権の主張を伴う場合には、優先権の主張に
係る最先の出願の出願日を優先日として記載します。
- ③ 国際出願の願書に「出願人又は代理人の書類記号」を記載したときは同じ書類記号を記
載します。
- ④ 発明の名称を記載します。ただし国際調査機関により作成された場合にはその発明の名
称を記載します。

(2) 出願人 第Ⅱ欄 (規53.4)

出願人の記載は、選択国の出願人にあたる者の全員を記載しなければなりません。

出願人が3名以上の場合は「第Ⅱ欄の続き 出願人」の用紙を使用して記載します。

氏名（名称）及びあて名の記載方法については、願書の出願人の記載方法の欄を参照して
ください。なお、記載要件の簡素化は、願書上の取扱いと同様です。

(3) 代理人又は共通の代表者 第Ⅲ欄 (規53.5)

- ① 第Ⅲ欄に記載の者が代理人又は共通の代表者かどうか□内にレ印を付します。代理人又
は共通の代表者についての選任に関して該当する□内にレ印を付します。
- ② 代理人又は共通の代表者が選任されていない場合には、通知が送付されるための「あて
名」をこの欄に記載することができます。このあて名は、請求書の「第Ⅱ欄 出願人」に
記載されているあて名と異なっていなければなりません。あて名を記載する場合には、当
該□内にレ印を付します。

(4) 補正に関する記述 第Ⅳ欄

（法施52(1)⑥、規53.2(a)(iv)、規53.9、規62.2、規66.1、規69.1）

条約第19条及び第34条の規定に基づく補正書を基礎として国際予備審査を開始するこ
とを出願人が希望する場合には該当する□内にレ印を付します。

- ① 条約第19条の規定に基づく補正が行われた場合には、出願人は国際予備審査のために

条約第19条の補正書を考慮するか、又は条約第34条の補正により、その条約第19条の補正は取り消されたものとして、34条補正を基礎として予備審査の開始を希望するかを表示します。(規53.9(a))

② 条約第34条の規定に基づく補正書を請求書と同時に提出する場合には、当該補正を基礎として予備審査の開始を希望する旨を表示します。(規53.9(c))

③ 条約第19条の規定に基づく補正が行われておらず、かつ、提出期間が満了していない場合には、国際調査機関が規則69.1(d)の規定に従い国際調査と同時に国際予備審査を開始することを希望する場合には、同規則の規定に従い国際予備審査の開始を延期することを希望する旨の表示をすることができます。(規53.9(b))

④ 優先日から22月を待たずに国際予備審査の早期開始を希望する場合は、その旨を表示します。(2004年1月1日以降の国際出願のみ) (規69.1(a)但書、法施53の2)

(5) 国の選択 第V欄

みなし全選択により、記載の必要はありません。既に、様式に「この様式を用いてされた国際予備審査の請求は、指定され、かつPCT第II章に拘束される全ての締約国を選択する国際予備審査の請求となる。」と印字されています。(規53.7)

(6) 照合欄 第VI欄

補正書等の添付がある場合には、書類の枚数を記載します。

『5.書簡』には、19条補正又は34条補正を提出する場合、書簡又は手続補正書の総枚数を記入します。(差替え用紙の枚数は『2.』又は『3.』に記入します。)

その他添付書類がある場合には該当する□内にレ印を付します。

※答弁書を提出する際には、当該枚数を記入する必要はありません。

(7) 出願人、代理人又は共通の代表者の記名・押印(署名) 第VII欄

① 代理人又は共通の代表者が選任されていない場合には、国際予備審査の請求書に記載した出願人が全員記名・押印(署名)します。(規53.8(a))

ただし、国際出願の願書と同様に、二人以上の出願人がある場合において出願人のうちいずれか1名の署名があれば十分なものとして取り扱われます。(規60.1(a)の3))

② 出願人の押印(署名)を必要としない場合

発明者が出願することを国内法令で規定している国を選択して2人以上の出願人が国際予備審査の請求書を提出した場合であって、発明者であるその選択国について出願人が国際予備審査の請求書に押印(署名)することを拒否し、又は誠実な努力をしてもその出願人を発見し、もしくはその出願人に連絡できない場合には、少なくとも他の出願人が押印(署名)をし、かつ、次の条件のいずれかを満たすときは、国際予備審査の請求書にはその出願人の押印(署名)を必要としません。(法施71の2(2)、規53.8(b))

a 当該出願人の押印(署名)がないことを国際予備審査機関が満足するように説明した書面を提出すること。(規53.8(b)(i))

b 当該出願人が願書に押印(署名)していないけれども条約規則4.15(b)の要件〔押印(署名)を必要としない場合〕を満たしていること。(規53.8(b)(ii))

(8) その他

書類の作成上の一般原則及び願書の作成要領に従って作成します。

『第2章 受理官庁としての日本国特許庁に対する国際出願の手続の一般原則 第3節 国際出願書類等の作成上の一般原則』の欄を参照してください。

第4節 国際予備審査の請求に係る手数料

1. 手数料の種類と金額

(1) 日本国特許庁が国際予備審査機関の場合（日本語／英語出願とも。ただし国際調査報告書を日本特許庁が作成する場合に限る）2009年7月1日現在

① 予備審査手数料

1件につき 36,000円

(法18(1)④、令2(1)④、規58.1(b))

② 取扱手数料（適用される料金は支払日時点の料金）

1件につき 16,000円

(法18(3)、法施80②、規57.1)

(2) ヨーロッパ特許庁が国際予備審査機関の場合（英語出願のみ。ただし国際調査報告書をヨーロッパ特許庁が作成する場合に限る）2009年2月1日現在

① 予備審査手数料 (Preliminary examination fee)

(適用される料金表は予備審査手数料支払日時点の料金表)

1,675ユーロ (EUR)

② 取扱手数料 (Handling fee)

(適用される料金表は取扱手数料支払日時点の料金表)

121ユーロ (EUR)

2. 納付の方法

国際事務局のための手数料（取扱手数料）は、国際予備審査機関が徴収します。また、予備審査手数料は、国際予備審査機関の任務の遂行に係る手数料です。したがって、国際予備審査に係る手数料は、管轄国際予備審査機関に支払うことになります。（規57.1、規58.1(a)）

(1) 日本国特許庁

① 予備審査手数料

特許印紙又は電子現金納付等により納付します。（法18(4)準用する特195(8)）

請求と同時に納付する場合は、特許印紙又は納付済証（特許庁提出用）を日本工業規格A列4番の用紙に貼付してその下に「予備審査手数料」と記載しその右側に印紙額／納付額を記載して国際予備審査請求書に添付します。

予備審査請求後に納付する場合は、「手数料納付書（法第18条第1項第4号の規定による納付）」に必要な額の特許印紙／納付済証を貼付し、特許印紙／納付済証の下に印紙額／納付額を記載して特許庁長官（受理官庁）に提出します。

(法施78、法施様27、同27の2(英語)) 【様式編2-1】

また、2005年10月から上記のような特許印紙を用いて納付する手数料については、電子現金納付による支払いも可能となりました。（利用方法等の詳細については、(独)工業所有権・研修館ホームページをご確認下さい。）

電子現金納付の場合、予備審査請求書の手数料計算用紙の欄の「納付番号」欄に納付番

号16桁を記入します。

なお、予納口座の利用はできませんので注意してください。

② 取扱手数料

請求と同時に納付する場合は、国際事務局のための銀行口座に手数料を振り込み、「振込みを証明する書面」を日本工業規格A列4番の用紙に貼付し、提出者の割り印をして、その下の余白に取扱手数料の記載と振り込み額を記載して国際予備審査の請求書に添付します。(法施79)

予備審査請求後に納付する場合は、「取扱手数料振込済証提出書」に、日本工業規格A列4番の用紙に「振込を証明する書面」を貼付し提出者の割り印をしてその下に「取扱手数料」の表示と振込額を記載した書面を貼付して特許庁長官(受理官庁)に提出します。なお、「振込を証明する書面」は特許庁長官が認めるときは省略することができます。

(法施79、法施様28、同28の2(英語))【様式編2-2】

銀行への振り込みは、国際予備審査の請求1件ごとに行います。

《国際事務局のための銀行口座》

口座の所在地	株式会社三菱東京UFJ銀行 虎ノ門支店 東京都港区虎ノ門一丁目3番1号 電話番号 (03) 3580-6411
口座の名義	WIPO-PCT, Geneva
口座の種類	非居住者円普通預金
口座の番号	2074896

(2) ヨーロッパ特許庁

予備審査手数料・取扱手数料をヨーロッパ特許庁の規則に従って支払います。

(ヨーロッパ特許庁：手数料に関する規則第5条)

- ① ヨーロッパ特許庁が開設した銀行口座又は振替口座、②郵便為替、③EPO宛の小切手の送付又は為替送金、④現金支払い、⑤EPO(ミュンヘン)の記録簿に開設した預託口座からの引落し、ヨーロッパ特許庁名義の口座に振り込むことによって支払うこともできます。

《ヨーロッパ特許庁(ミュンヘン)の口座》

口座の所在地	Dresdner Bank Promeadeplatz 7, D-80273 Munchen DEUTSCHLAND (Germany)
口座の名義	European Patent Organization
口座の番号	3 338 800 00 (Bank code 700 800 00)
SWIFTコード	DRESDEFF700
IBAN	DE20 7008 0000 0333 880000

3. 納付の時期

2004年1月1日以降の国際出願の場合、国際予備審査請求書の提出から1月以内又は優先日から22月以内のうちいずれか遅く満了する期間内(法18(1)④、規57.3(a)、規58.1(b))

(1) 補正

所定の期間内に支払われていない場合は、特許庁長官（国際予備審査機関）は出願人に対し、手数料の補正を命じます。（法 14、令 1 (2)、規 58 の 2.1 (a)）

(2) 補正の期間

命令の日（発送日）から 1 月以内（法施 69、規 58 の 2.1 (a)）

(3) 補正の方法

「手続補正書（令第 1 条第 2 項の規定による命令に基づく補正）」を提出することにより行います。*手数料補正書ではありません。

（法施 70 (2) で準用する法施 31、法施様 15、15 の 2（英語））【様式編 2-6 (1)】

(4) 補正されない場合

所定の期間内に手数料の納付がされない場合は、国際予備審査の請求は行われなかったものとみなします。（令 1 (3)、規 58 の 2.1 (b)）

4. 取扱手数料の払戻し

国際予備審査機関は次の場合に取扱手数料を出願人の請求により払い戻します。

（法施 81 (2)、規 57.6）

① 国際予備審査の請求書が国際事務局に送付される前に国際予備審査の請求が取り下げられた場合（規 57.6 (i)）

② すべての出願人が国際予備審査の請求をする資格がないため請求が行われなかったものとみなされた場合、又は規則 54 の 2.1 (a) に規定する期間の経過後になされたため、国際予備審査の請求が行われなかったものとみなされた場合（規 57.6 (ii)）

『第 4 章 国際出願の手数料 第 2 節 手数料の払戻し 4. 取扱手数料』の欄を参照してください。

第 5 節 国際予備審査の開始及びそのための期間

国際予備審査は、国際予備審査機関が次の 1～5 の規定に従うことを条件に、以下の全てを受領した時に開始されます。

(i) 国際予備審査の請求書の提出

(ii) 取扱手数料及び予備審査手数料の納付

(iii) 国際調査報告書及び国際調査機関の見解書又は国際調査報告を作成しない旨の国際調査機関の宣言の通知のいずれか

ただし、国際予備審査機関は、出願人が明示的に早期開始を請求した場合を除き、国際予備審査請求期間（国際調査報告の送付日から 3 月か優先日から 22 月のうちいずれか遅く満了する期間）が満了するまでは、国際予備審査を開始しません。（規 69.1 (a)）

1. 出願人による早期開始の希望 (2004年1月1日以降の国際出願のみ)

出願人は、規則54の2.1(a)に規定する期間の満了前に、国際予備審査の開始を請求することができます。この請求は、国際予備審査請求書の該当欄に希望する旨を表示するか又は国際予備審査開始請求書を提出することによって行います。

(法施53の2、法施様21の3、同21の4(英語)) 【様式編7-5】

2. 国際調査と同時にする場合

国際予備審査機関が国際調査機関と同一である場合には、国際予備審査機関が希望するときは、上記1の規定に従うことを条件に国際調査と同時に開始することができます。

(規69.1(b))

日本国特許庁において国際調査と同時に国際予備審査を開始することを希望する場合には、明示的に1.の早期開始の希望を請求しておく必要があります。

3. 出願人による延期の希望

請求書の補正に関する記述に国際予備審査の開始を延期することを希望する旨の表示がある場合には、次のいずれかが最初に生じるまでは国際予備審査を開始しません。

(規69.1(d)、規53.9(b))

- ① 条約第19条の規定に基づく補正書の写しの受領
- ② 条約第19条の規定に基づく補正を希望しない旨の出願人からの通知の受領
- ③ 条約第19条の規定に基づく補正書の提出期間(国際調査報告の送付日から2月か、優先日から16月のうち、いずれか遅く満了する期間)の経過

4. 条約第19条の補正を考慮することを希望する旨の表示がある場合

請求書の補正に関する記述が条約第19条の規定に基づく補正を考慮することを希望する旨の表示がある場合には、その補正書の写しを受領する前に国際予備審査を開始しません。

(規69.1(c)、規53.9(a)(i))

5. 条約第34条の補正の記述がある場合

請求書の補正に関する記述が、条約第34条の規定に基づく補正書を国際予備審査の請求書とともに提出した旨の表示があるにもかかわらず、補正書が同時に提出されていない場合には、補正書の受領又は国際予備審査機関が出願人に補正書の提出を求めた期間の経過のいずれかが生じるまでは国際予備審査を開始しません。

(規69.1(e)、規53.9(c)、規60.1(g)、法施63の2)

第6節 国際予備審査の請求後に行う手続

1. 手続の補完

(1) 補完命令（法14、令1(1)）

国際予備審査の請求が次の各号に該当する場合は、手続の補完が命じられます。

(令1(1)、規60.1(a))

《補完命令の対象となる場合》

- ① 出願人の氏名（名称）、国籍、住所及びあて名（出願人が二人以上ある場合にあっては、出願人のうち少なくとも一人の国籍、住所又は居所及びあて名）が記載されていない場合
(法施63(2)①、法施52②)
- ② 発明の名称が記載されていない場合
(法施63(2)①、法施52④)
- ③ 国際予備審査の請求時に国際出願番号及び国際出願日の通知がされているときには、その国際出願番号及び国際出願日の記載がない場合、国際出願番号及び国際出願日の通知がされていないときには、受理官庁の名称が記載されていない場合
(法施63(1)①、法施52⑤)
- ④ 国際出願の言語により記載されていない場合
(法施63(1)②)

(2) 補完の期間

命令の日（発送日）から1月以上（特許庁長官が定める）
(法施69、規60.1(a))

(3) 補完の方法

「手続補完書（令第1条第1項の規定による命令に基づく補完）」を提出することにより行います。
(法施70(1)で準用する法施24、法施様12、同12の2（英語））

(4) 補完がされた場合

所定の期間内に補完の手続がされた場合には、当該国際予備審査の請求書は国際予備審査機関が手続補完書を受領した日に受理されたものとみなされます。
(規60.1(b)後段)

(5) 補完がされない場合

手続の補完を命じられた者が所定の期間内に手続の補完をしなかったときは、その国際予備審査の請求は、初めからなかったものとみなされ、その旨が国際事務局及び出願人に通知されます。
(令1(3)、規60.1(c)、規61.1(b))

2. 手続の補正

(1) 補正命令 (法14、令1(2)、法施63(1)、規60.1(a))

国際予備審査の請求書が次の各号に該当する場合には、手続の補正が命じられます。

(令1(2))

《補正命令の対象となる場合》

- ① 予備審査手数料及び取扱手数料が所定の期間内に納付されていない場合
(法14、規58の2.1)
- ② 国際予備審査を請求する旨の申立ての記載がない場合 (法施63(1)①、法施52①)
- ③ 出願人の氏名（名称）、国籍、住所及びあて名が記載されていない場合（出願人が二人

以上ある場合で、そのうちの少なくとも一人について記載がある場合は除く)

(法施 6 3 (1)①、法施 5 2 ②)

④ 代理人又は代表者がある場合は、代理人又は代表者の氏名及びあて名の記載がない場合

(法施 6 3 (1)①、法施 5 2 ③)

⑤ 提出者の氏名若しくは名称の記載又は押印がない場合(提出者が二人以上ある場合で、そのうちの少なくとも一人の氏名又は名称の記載及び押印がある場合を除く)

(法施 6 3 (1)④)

⑥ 代理人の資格について不備がある場合

(法施 6 3 (1)③)

⑦ 請求書が所定の様式により作成されていない場合

(法施 6 3 (1)⑤)

⑧ 国際予備審査請求書に条約第 3 4 条の規定に基づく補正書がある旨の記載がある場合であってその補正書が添付されていない場合

(法施 6 3 の 2、規 6 0. 1 (g))

(2) 補正の期間

命令の日(発送日)から 1 月以上(特許庁長官が定める) (法施 6 9、規 6 0. 1 (a))

(3) 補正の方法

①～⑦については、「手続補正書(令第 1 条第 2 項の規定による命令に基づく補正)」を提出することにより行います。

(法施 7 0 (2)で準用する法施 3 1、法施様 1 5、同 1 5 の 2 (英語))【様式編 2-6 (1)】

⑧については、「手続補正書(法第 1 1 条の規定による補正)」を提出することにより行います。【様式編 7-4】

(4) 補正がされた場合

所定の期間内に手続の補正がされた場合には、当該国際予備審査の請求書は、国際予備審査機関が実際の請求書を受領した日に受理されたものとみなされます。(規 6 0. 1 (b)前段)

(5) 補正がされない場合

手続の補正を命じられた者が所定の期間内に手続の補正をしなかったときは、(1) ⑧の場合を除きその国際予備審査の請求は初めからなかったものとみなされ、その旨が国際事務局及び出願人に通知されます。(令 1 (3)、規 6 0. 1 (c)、規 6 1. 1 (b))

3. 国際予備審査の開始の請求

(1) 開始の請求

国際予備審査を請求した出願人は、規則 6 9. 1 (a)の規定に従い、第 5 1 条の 2 第 1 項に規定する期間の満了前に、特許庁長官に対し、国際予備審査の開始の請求をすることができます。

(法施 5 3 の 2 (1))

(2) 請求の方法

「国際予備審査開始請求書」を提出して行います。

(法施 5 3 の 2 (2)、法施様 2 1 の 3、同 2 1 の 4 (英語))【様式編 7-5】

4. 発明の単一性の欠如

(1) 請求の範囲の減縮・追加手数料の納付命令

国際予備審査の請求に係る国際出願が発明の単一性の要件を満たしていない場合には、国際予備審査機関は、その請求の範囲を減縮するか又は追加手数料を納付すべきことを相当の期間を指定して出願人に命じます。
(法 12(3)、条 34(3)(a))

《命令書の内容》 (法施 58、規 68.2)

- ① 発明の単一性の要件を満たすこととなる請求の範囲の減縮の例示
- ② 追加して納付する手数料の金額
- ③ 発明の単一性の要件を満たしているとは認められない理由

(2) 減縮・納付の期間 (規 68.2)

- ① 日本国特許庁
命令の日 (発送日) から 1 月
- ② ヨーロッパ特許庁
命令の日 (date of invitation) から 1 月

(3) 追加手数料の額 (2009年2月1日現在)

追加手数料の額は、管轄国際予備審査機関が定めます。 (規 68.3(a))

- ① 日本国特許庁の場合 1 発明につき 21,000 円 (令 2(3))
- ② ヨーロッパ特許庁の場合 1,675 ユーロ (EUR)

(4) 減縮又は納付の方法

提出は、管轄国際予備審査機関に直接提出及び納付します。 (規 68.3(b))

- ① 出願人は、所定の期間内に国際予備審査を受けようとする請求の範囲を減縮するか又は追加手数料を納付します。
- ② 「請求の範囲の減縮書」「手数料追加納付書」「請求の範囲の減縮書及び手数料追加納付書」を提出することにより行います。

(法施 59、法施様 22、同 22 の 2 (英語)) 【様式編 7-7】

(5) 減縮・納付がされた場合

必要な減縮が行われた場合又は (及び) 十分な追加手数料の納付がなされた場合には、請求の範囲について国際予備審査報告が作成されます。

(6) 減縮・納付がされない場合

- ① 減縮も納付もされないとき
国際予備審査機関は、主発明であると認められる発明に係る部分について報告を作成します。 (条 34(3)(c))
- ② 不十分な減縮
発明の単一性の要件が満たされないときは、上記①と同じ手続がとられます。

(法 12(4)、規 68.4)

③ 不十分な納付

- a 審査官は、納付があった発明に係る部分とその他の発明に係る部分とに区分して、納付があった発明に係る部分について行った国際予備審査の結果を、その他の発明に係る部分については追加手数料が不十分である旨を国際予備審査報告に記載します。

(法 12(4))

- b 上記の区分は、審査官が主要な発明と認める順序にしたがって行います。(法施 6 0)
- c 審査官がその順序を定めることができないときは、請求の範囲における発明の記載の順序に従います。(法施 6 0、規 6 8. 5)

(7) 減縮又は支払いを求めない場合

条約第 3 4 条(4) (b) 及び条約規則 6 6. 1 (e) の規定（予備審査の対象としない場合）にしたがうことを条件として、国際出願の全体について国際予備審査を進め、書面による見解及び国際予備審査報告に発明の単一性の要件を満たしていないと認めた旨を表示し及びその理由を明記します。(規 6 8. 1)

(8) 追加手数料異議の申立て (法施 7 0 (4) で準用する法施 4 4・4 5、規 6 8. 3 (c) (d) (e))

① 異議の申立て

追加手数料を納付すべきことを命じられた出願人は、その命じられた金額を納付するとともに「発明の単一性の要件を満たしている」「追加の手数料の額が過大である」旨の理由を記載した陳述書を提出することにより異議を申立てることができます。

(規 6 8. 3 (c)、法施 4 4 (1) 【様式編 4－2】)

② 申立ての方法（日本国特許庁の場合）

「陳述書」を「手数料追加納付書」と同時に提出することにより行います。

(法施 4 4 (2)、法施様 1 9、同 1 9 の 2 (英語))

③ 申し立ての期間（減縮・納付期間（規 6 8. 2）に準ずる）

a 日本国特許庁

命令の日（発送日）から 1 月

b ヨーロッパ特許庁

命令の日（date of invitation）から 1 月

④ 異議申立手数料（日本国特許庁は適用しません）

国際予備審査機関は、異議の審理のための手数料（異議申立手数料）の支払を出願人に要求することができます。

* 国際予備審査機関としてのヨーロッパ特許庁に対して、異議申立てをする際の手数料
1, 1 2 0 ユーロ (EUR)

異議申立手数料は、出願人に通知した日から 1 月以内に支払われなければなりません。

支払われなかった場合には、異議の申立ては取り下げたものとみなされます。

異議が正当と認められた場合には、異議申立手数料は払い戻されます。(規 6 8. 3 (e))

⑤ 異議申立ての決定

異議の申立ては、3 名の審査官の合議体により決定され、決定の謄本が申立人に送付されます。追加して納付された手数料の全部又は一部を申立人に返還すべき旨の決定があったときは、追加手数料の全部又は一部が申立人に返還されます。

(規 6 8. 3 (c) (d)、法施 4 5)

5. 答弁書の提出

(1) 国際調査機関の見解書

国際調査機関の見解書は、国際予備審査が請求され、かつ、国際調査機関の内容が規則 6 6. 2 (a) に示されるものに該当する場合には、国際予備審査機関の最初の見解書とみなされます。
(法施 5 5 の 2 (1)、規 6 6. 1 の 2)

(2) 国際調査機関の見解書に対する答弁書

出願人は、当該見解書に対して、国際予備審査を請求したときから、国際調査報告及び国際調査機関の見解書又は国際調査報告を作成しない旨の通知を送付した日から 3 月又は優先日から 2 2 月のうちいずれか遅く満了する期間までに答弁書を提出することができます。

(法施 5 5 の 2 (2)、規 4 3 の 2. 1 (c))

答弁書は、必要な場合には補正書とともに、国際予備審査機関に提出することができます。

(法施 5 5 の 2 (3)、法施 6 2、規 4 3 の 2. 1 (c)、法施様 2 3、同 2 3 の 2 (英語))

【様式編 7 - 3】

(3) 追加の見解書の交付 (ISPE がトラン 19 章)

国際調査機関の見解書が国際予備審査機関の最初の見解書とみなされることを条件として、国際予備審査機関は、まだ否定的な見解が存在している場合にも、追加の見解書を作成することなく国際予備審査報告を作成することができます。

国際予備審査機関は、見解書の作成回数をできる限り少なくするという原則に従いつつ、出願人が見解書に対する答弁に十分な努力を払っているか、国際予備審査報告の作成するための時間的な余裕があるか等を勘案して、必要に応じて国際予備審査機関としての見解書を再度作成することができます。

(4) 追加の見解書に対する答弁書

出願人は、その見解書に指定された期間内に答弁書を提出することができます。

(法 1 3、条 3 4 (2) (d))

① 答弁の期間

(規 6 6. 2 (d))

a 日本国特許庁 命令の日 (発送日) から 2 月

b ヨーロッパ特許庁

命令の日 (date of the invitation) から 2 月

c 出願人の上記の期間経過前の延長請求により期間を延長することができます。

(規 6 6. 2 (e)) 【様式編 7 - 6】

② 答弁の方法

a 答弁は、管轄国際予備審査機関に直接提出します。

(規 6 6. 3 (b))

b 「答弁書」を提出することにより行います。

(法施 6 2、法施様 2 3) 【様式編 7 - 3】

(5) 出願人の請求による答弁書の提出

国際予備審査機関は、出願人の請求により答弁書を提出する期間を与えることができます。

(法施 6 1 の 2、規 6 6. 4 (b))

6. 条約第34条の規定に基づく補正

国際予備審査の請求をした出願人は、次の期間内に限り当該請求に係る国際出願の明細書、請求の範囲及び図面について補正をすることができます。補正は出願時における国際出願の開示の範囲を超えることはできません。
(法11、条34(2)(b))

(1) 補正が可能な期間 (法施55)

- ① 国際予備審査の請求をした時から国際予備審査報告が作成開始されるまでの期間
(法施55①、規66.1(b))

【注意】国際調査見解書の導入によって国際予備審査機関が改めて見解書を作成しない場合、多くの国際出願は優先日から22月を経過した後、比較的早い段階で国際予備審査報告の作成に着手されることが予想されます。したがって、国際予備審査の段階で補正をするのであれば、優先日から22月を目途として（好ましくは国際予備審査請求と同時に）34条補正を提出することをお薦めします。

- ② 審査官が期間を指定して答弁書を提出する機会を与えた場合における当該指定した期間 (法施55②)
- ③ 審査官が、出願人の請求により期間を指定して補正書を提出する機会を与えた場合における当該指定した期間 (法施55(1)③)

(2) 補正の提出先 管轄国際予備審査機関

(3) 補正の方法

「手続補正書（法第11条の規定による補正）」を提出することにより行います。
(法施70(2)で準用する法施31、法施様15) 【様式編7-4】

<補正書の形式> (規66.8、法施様15備考4)

- ① 明細書又は図面を補正する場合には、先に提出した用紙と異なる用紙について差替え用紙を添付します。
- ② 請求の範囲を補正する場合には、請求の範囲全文を記載したものを差替え用紙として添付します。
- ③ 補正が一部の箇所の削除又は軽微な訂正若しくは追加である場合には、用紙の明瞭さ及び直接複製に悪影響を与えないことを条件として、先に提出した用紙の写しに補正を行い、添付することができます。
- ④ 一の用紙の全体が削除されることになる場合は、差替え用紙の添付を必要としません。
- ⑤ オンライン出願により提出した配列表を補正する場合は、配列表の補正部分の差替え用紙の提出は不要です。補正後の配列表全部を記録した磁気ディスクを提出します。

7. 条約第19条の規定に基づく補正書の写しの提出

既に国際予備審査の請求を行っている国際出願について、条約第19条(1)の規定による補正（請求の範囲）をしようとする場合に、出願人は補正書を国際事務局に提出すると同時にその写し及び説明書の写しを国際予備審査機関に提出することが望ましいとされています。

8. 国際予備審査の開始の申出

(1) 開始の申出

国際予備審査の請求をした出願人は、規則 5 3. 9 (b) の規定（補正に関する記述）に基づき国際予備審査請求書に国際予備審査の開始を延期する旨を記載した場合に、条約第 1 9 条の規定による補正を行わない旨の申し出とともに国際予備審査の開始を求める旨の申し出をすることができます。
(法施 6 6 (1)、規 6 9. 1 (d) (ii))

(2) 申出の方法

「国際予備審査開始申出書」を提出して行います。

(法施 6 6 (2)、法施様 2 4、同 2 4 の 2 (英語))

9. 明らかな誤りの訂正請求

願書以外の部分又は国際予備審査機関に提出された書類に関して該当する場合に請求できます。『第 5 章 国際出願の後に行う手続 第 6 節 明らかな誤りの訂正請求』の欄を参照してください。

10. 謄本の請求

国際予備審査を請求した出願人又はその出願人の承諾を得た者は、国際事務局又は国際予備審査機関に対し、国際予備審査に関する書類の謄本の交付を請求することができます。

(法施 6 8、規 9 4. 2)

(1) 手数料

① 日本国特許庁

謄本 1 件について 1, 4 0 0 円を特許印紙又は電子現金納付等により納付します。

(法施 8 2 (1) 表②)

② ヨーロッパ特許庁 (2009年2月1日現在)

a A 4 番 1 頁ごとに 0. 7 0 ユーロ (EUR)

b 航空便の場合は送料が別に必要です。

11. 文献の写しの請求

国際予備審査の請求をした出願人又は指定官庁は、国際予備審査報告に記載された文献であって国際調査報告に記載されていない文献の写しを、国際予備審査機関に対し国際出願日から 7 年間の期間内に請求することができます。
(法 1 5 で準用する法 9、条 3 6 (4))

『第 5 章 国際出願の後に行う手続 第 1 1 節 謄本・証明書等の請求手続 5. 文献の写しの請求』の欄を参照してください。

なお、出願人は引用された文献を、特許電子図書館 (IPDL)、独立行政法人工業所有権情報・研修館 (特許庁 2 F) 等においても入手可能な場合がありますので、詳しくは各機関にお問い合わせください。

12. 国際予備審査請求の取下げ又は選択の取下げ

- (1) 出願人は、予備審査の請求又はいずれかもしくはすべての選択国の選択を優先日から30月を経過する前にいつでも取下げることができます。(条37(1)、規90の2.4(a))
- (2) 取下げは、国際事務局に届け出ます。取下げの効力は、国際事務局に対する出願人からの通告の受領の時に生じます。(条37(3)(a)、規90の2.4(b))
- (3) 出願人が取下げの通告を国際予備審査機関に提出した場合には、国際予備審査機関はその通告に受理の日付を付して国際事務局に送付します。その通告は、国際予備審査機関が付した日付で国際事務局に提出されたものとみなします。(規90の2.4(c))

『第7章 国際事務局に対する手続 第2節 国際事務局に対する主な手続 3. 国際予備審査の請求又は選択の取下』の欄を参照してください。

第7節 国際予備審査報告(特許性に関する国際予備報告(特許協力条約第二章))

1. 国際予備審査報告の作成期間

下記の期間のうちいずれか遅く満了する期間

- (1) 優先日から28月 (規69.2(i))
- (2) 国際予備審査の開始のときから6月 (規69.2(ii))
- (3) 国際予備審査機関の求める言語で、かつ国際公開言語である言語による翻訳文の受理の日から6月 (規69.2(iii))

2. 国際予備審査報告の内容

(1) 国際予備審査の基礎

- ① 条約第19条、条約第34条の補正及び規66.4の2の規定が適用される場合を除くほか、規91.1の規定に基づいて許可された明白な誤記の訂正は、国際予備審査のために考慮されます。補正及び許可された明白な誤記の訂正が行われていない場合には、国際出願時における国際出願に基づき行われます。(規66.1(a)(b)(c)(d)(dの2))
- ② 国際調査報告が作成されていない発明に関する請求の範囲は、国際予備審査の対象とされません。(規66.1(e))

(2) 国際予備審査報告の基礎

- ① 請求の範囲について補正がされている場合には、補正後の請求の範囲に基づいて作成します。(規70.2(a))
- ② 補正が出願時における国際出願の開示の範囲を超えてされたものと認める場合には、その補正がされなかったものとして作成します。(規70.2(c))
- ③ 規66.1の規定に基づき明白な誤記の訂正が考慮に入れられる場合には、国際予備審査報告にその旨を表示します。規66.4の2の規定に従い明白な誤記の訂正を考慮に入

れない場合には、可能なときは国際予備審査報告にその旨を表示し、表示がない場合には、国際予備審査機関は国際事務局にその旨を通知し、国際事務局は、実施細則に定めるところによって処理します。
(規 7 0. 2 (e))

(3) 国際予備審査報告の内容

- ① 請求の範囲が条約第 3 3 条(1)から(4) (国際予備審査の内容) までに規定されている、
 - ・ 新規性
 - ・ 進歩性 (自明のものでないこと)
 - ・ 産業上の利用可能性の基準に適合していると認められるかどうかを各請求の範囲について記述します。
(条 3 5 (2))
- ② 各請求の範囲に対応して「有」「無」の語からなり、該当する場合には、
 - a 記述には、結論を裏付ける文献を列記します。
(条 3 5 (2)、規 7 0. 7)
 - b 場合により、必要な説明を付すことができます。
(条 3 5 (2)、規 7 0. 8)
 - c 記述には、他の意見を付すことができます。
(条 3 5 (2)、規 6 6. 2 (a) (v))

(4) 国際予備審査報告のその他の記載事項 (法施 5 6、規 7 0)

- ① 国際予備審査機関の名称、国際出願番号・出願人の氏名 (名称) ・国際出願日
- ② 国際予備審査請求書の受理の日付、国際予備審査報告を作成した日付
- ③ 国際特許分類による発明の属する分野の分類の記号
- ④ 補正が出願時における開示の範囲を超えてされたものと認めた場合には、その旨と理由
- ⑤ 請求の範囲が国際調査報告の作成されていない発明であり国際予備審査の対象とならなかった旨の記載
- ⑥ 国際予備審査機関に対し補正書が提出された場合には、その事実
- ⑦ 発明の単一性に関する注釈
- ⑧ その他

3. 国際予備審査報告を作成しない場合

(1) 次のいずれかの事由がある場合には、国際予備審査機関は国際予備審査を行いません。

(法 1 2 (2)、条 3 4 (4) (a))

- ① 国際出願の対象が国際予備審査を要しないものと国際予備審査機関が認め、かつ、国際予備審査を行わないことを決定したとき。
(条 3 4 (4) (a) (i)、規 6 7. 1、法施 7 0 (3) で準用する法施 4 2)
- ② 明細書・請求の範囲・図面が明瞭でないため、又は請求の範囲が明細書により十分な裏付けをされていないため、請求の範囲に記載されている発明の新規性・進歩性・産業上の利用可能性について有意義な見解を示すことができないと認めたとき。
(条 3 4 (4) (a) (ii))
- ③ 前記①②の事由が一部の請求の範囲について、又は一部の請求の範囲との関連にある場合には、当該請求の範囲のみについて適用されます。
(条 3 4 (4) (b))

(2) 通知

国際予備審査報告を作成しない場合には、出願人にその旨の見解及びその根拠が通知されます。
(法 1 2、条 3 4 (4) (a))

第8節 国際予備審査報告の送付・送達

1. 出願人・国際事務局への送付

国際予備審査機関は、特許性に関する国際予備報告（I P E A / 4 0 9）・附属書類を出願人及び国際事務局に同一の日に送付します。

（法施 5 7、条 3 6 (1)、規 7 1. 1）【様式編 6 - 2】

2. 選択国への送達

国際事務局は、国際予備審査報告（附属書類を含む。）及びその所定の英訳（ただし附属書類を除く）を作成して、各選択国に送達します。なお、当該英訳文は各選択国と同時に出願人にも送付されます。

国際事務局からの送達は、各選択国による請求により、優先日から 3 0 月経過後に行われます。（条 3 6 (3) (a)、規 7 2、規 7 3）

3. 報告の附属書類

明細書又は図面を、規則 6 6. 8 (a) 又は (b) により補正した場合、条約第 3 4 条の規定に基づく補正書の差替え用紙は、後の差替え用紙又は用紙の全体を削除することになる補正書、によって差し替えられたものを除き、報告に添付します。

（規 7 0. 1 6 (a)）

請求の範囲に関して、条約第 1 9 条の補正に基づく差替え用紙は、条約第 3 4 条の補正に基づく差替え用紙によって差し替えられ又は取り消されたものとみなされたものを除き、報告に附属書類として添付します。また、条約第 3 4 条の補正に基づく差替え用紙は、後の差替え用紙によって差し替えられたものを除き、報告に附属書類として添付します。なお、条約第 1 9 条の補正及び条約第 3 4 条の補正の書簡は報告に添付しません。

（規 7 0. 1 6 (a) の 2））

国際予備審査機関が、補正が出願時における国際出願の開示の範囲を超えてされたものと認め、国際予備審査報告にその旨が記載される場合には、その補正のための差替え用紙とともに、その補正により差し替えられた又は取り消された差替え用紙も附属書類として添付されます。

（規則 7 0. 1 6 (b)）

4. 附属書類の翻訳文

附属書類の所定の翻訳文は、出願人が所定の期間内に選択官庁に送付します。

（条 3 6 (3) (b)、規 7 4. 1 (a)）